

Kusamura Daisei

5月16日～6月15日

町長交際費

| 日付 | 金額 | 分類 | 主な内容 |
|-------|-------|----|---------------|
| 5月22日 | 5,000 | 御祝 | 令和6年度高森町商工会総会 |

5月20日 熊本市町村振興協会第1回理事会（熊本市：熊本市町村自治会館）

5月24日 高森町商工会通常総会

5月25日 高森中央小学校運動会

5月27日 令和6年度国道57号整備促進期成会理事会及び総会（菊陽町：ブランヴェールアベニュー）

熊本県商工会連合会総会（熊本市：メルパルク熊本）

5月28日 林業公社令和6年度第1回理事会（熊本市：ホテル熊本テルサ）

5月30日 阿蘇地域観光推進協議会総会（阿蘇市：ホテルサンクラウン大阿蘇）

阿蘇地域行政事務組合「正副管理者会議」

阿蘇郡市町村会総会

6月5日 市町村共済組合令和5年度監査（熊本市：熊本市町村自治会館）

6月7日 熊本市町村振興協会令和6年度定時評議員会（熊本市：熊本市町村自治会館）

6月10日 日本赤十字社熊本県支部評議員会（熊本市：ホテル熊本テルサ）

6月12日 高森町人権同和教育推進協議会役員会

6月13日 令和6年第2回高森町定例議会（20日まで）

6月14日 高森町社会福祉協議会総会

町発注工事と業務委託契約状況 令和6年4月21日～5月20日分 ※10万円以上で契約を行ったすべてを記載しています。（一部随意契約を除く）

| 番号 | 担当課 | 契約日 | 工事（業務委託）名 | 工期 | 契約相手 | 請負代金 |
|----|-------|-----------|--------------------|----------------------------|----------|----------|
| 1 | 生活環境課 | 令和6年5月2日 | 色見総合センター危険木伐採等業務委託 | 令和6年5月2日から 令和6年8月31日まで | 株岩下りんどう園 | 924,000円 |
| 2 | 生活環境課 | 令和6年5月10日 | 草部総合センター周辺整備等業務委託 | 令和6年5月10日から 令和6年5月31日まで | 有佐藤建設 | 550,000円 |



令和6年度自衛官募集

問 自衛隊熊本地方協力本部 阿蘇地域事務所 ☎0967-22-4575

| 募集種目 | 資格 | 受付期間 | 試験期日 |
|---------------|--|---------------------------------------|---|
| 一般曹候補生 | 18歳以上33歳未満 | 7月1日(月)～9月3日(火) | 1次: 9月21日(土)～22日(日) 2次: 10月15日(火)～18日(金) (内1日指定) |
| 自衛官候補生 | 18歳以上33歳未満 | 年間を通して行っています。 新卒高校生は9月からの受験になります。 | 受付時にお知らせします。 ※9月の試験 WEB試験: 9月19日(木)～21日(土)予定 別日に身体検査・口述試験を行います。 |
| 航空学生 | 海: 18歳以上23歳未満の者 高卒者(見込)又は高専3年次修了者(見込) 空: 18歳以上21歳未満の者 高卒者(見込)又は高専3年次修了者(見込) | 7月1日(月)～9月5日(木) | 1次: 9月16日(月) 2次: 10月12日(土)～17日(木) 3次: (海)11月15日(金)～12月11日(水) (空)11月9日(土)～12月12日(木) |
| 防衛医大 | 医学学生 看護学生 | 18歳以上21歳未満の者 高卒者(見込)又は高専3年次修了者(見込) | 7月1日(月)～10月9日(水) |
| | | 7月1日(月)～10月2日(水) | 1次: 10月19日(土) 2次: 12月11日(水)～13日(金) |
| 防衛大学校学生 | 推薦 | 細部は問い合わせください。 | 7月1日(月)～10月2日(水) |
| | 総合選抜 | 18歳以上21歳未満の者 高卒者(見込)又は高専3年次修了者(見込) | 9月5日(木)～9月9日(月) |
| | 一般 | 7月1日(月)～10月17日(木) | 1次: 10月12日(土) 2次: 11月23日(土)・24日(日) |
| 陸上自衛隊高等工科学校生徒 | 推薦 | 細部はお問い合わせください。 | 9月21日(土)・22日(日) |
| | 一般 | 男子で中卒(見込) 17歳未満の者 | 1次: 9月21日(土) 2次: 10月26日(土)・27日(日) |
| | | 10月1日(火)～11月29日(金) | 1次: 11月2日(土) 2次: 11月30日(土)～12月4日(水) |
| | | 10月1日(火)～令和7年1月16日(木) | 1次: 11月2日(土) 2次: 11月30日(土)～12月4日(水) |
| | | 10月1日(火)～11月29日(金) | 令和7年1月11日(土)～13日(月) (内1日指定) |
| | | 10月1日(火)～令和7年1月16日(木) | 1次: 令和7年1月25日(土)・26日(日) 2次: 令和7年2月13日(木)～16日(日) (内1日指定) |

人にやさしいまちの実現に向けて～互いの人権を尊重し、支え合うことから～

「障がいのある人もない人も共に生きる社会」をめざして

(1) 障がい者の社会参加を阻む課題

障がい者を取り巻く問題については、「ノーマライゼーション」の考え方にに基づき、様々な取り組みが行われてきています。「ノーマライゼーション」とは、もともとは社会福祉の用語であり、「障がい者や高齢者といった社会的に弱い立場にある人に対して特別視せずに、誰もが社会の一員である」という考え方からきています。つまり、社会的弱者に変化を求めるのではなく、社会のあり方そのものを変えることで、社会的弱者が生きがいを見つけ、役割を担っていける社会をつくりあげる必要があるという発想です。

しかし、地域の中には、障がい者が生きづらさを感じるような、未だ多くの課題が存在しています。例えば、「障がい者施設を設置する際にみられる地域住民の反対」や「障がい者等専用駐車スペースへの駐車」といった、障がい者に対する理解のない行動、また、「発達障がいや精神障がいに対する社会的認知不足」による誤解や偏見などの問題です。（「人権研修テキスト（熊本県）」から）


さらに、克服すべき課題は私たちの意識の中にもあります。昨年7月、私が参加した研修会の中で、ある参加者が話された感想の一部を紹介します。「～私は日常の会話の中で、『時間がないから手短かに話して』、『…については私の片手落ちでした』、『今夜は足がないから行け

ない』などと、これらの言葉を何気なく使ってきました。しかし、その後の人権教育の研修会で、これらの言葉には無意識の中で受け入れてしまう差別性が隠れていることに気づきました。これからは、心ない言葉で傷つく人たちがいることを忘れず、しっかりと人権意識を持って人前に立ちたいと思います。」…この方の発言は、決して他人事ではなく自分ごととして、強く心に刺さる言葉でした。


(2) 「共に生きる」社会をめざして

障がいのある人がありのままで受け入れられ、不利益を受けることなく生活できる社会は、誰にとってもくらしやすい社会につながると考えます。

みんなで共に手を取り合い、障がい者の方々の自立と社会参加を妨げるような、様々な障壁（バリア）を取り除き、だれもが生き生きとくらすやさしい地域づくりをめざしていきたいものですね。



人権



問 教育委員会 地域人権教育指導員 ☎0967-62-0227